

東京都保育士等キャリアアップ研修  
受講ガイド

東京保育専門学校

## 1 研修の目的

本研修は、本学が東京都より「東京都保育士等キャリアアップ研修事業」の指定を受けて実施するものであり、その目的は東京都が定めたものと同一です。

## 2 研修及び受講対象要件

### (1) 研修分野

この研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修の3分野で構成されています。

### (2) 受講対象者（要件）

#### ア 専門分野別研修

保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う職員（当該役割を担うことが見込まれる者を含む）を対象とします。

この研修は次の6講座に分かれています。

- ① 乳児保育
- ② 幼児教育
- ③ 障がい児保育
- ④ 食育・アレルギー対応
- ⑤ 保健衛生・安全対策
- ⑥ 保護者支援・子育て支援

#### イ マネジメント研修

アの分野におけるリーダー的な役割を担う園の中核的業務の経験があり、主任保育士のもとでミドルリーダーの役割を担う職員（当該役割を担うことが見込まれる者を含む）を対象とします。

#### ウ 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない方（保育士試験合格者等）や長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない方（潜在保育士等）を対象とします。

### (3) 講座の種類及び講座内容

講座内容は、別表「分野別リーダー研修の内容」に掲げる内容です。

〈 講座一覧 〉

乳児保育
幼児教育
障がい児保育
食育・アレルギー対応
保健衛生・安全対策
保護者支援・子育て支援
マネジメント
保育実践

#### (4) 日程及び開講期間

各講座の研修時間は、1分野 15 時間です（全3日間）。

本学では、各講座とも、平成30年8月13日から平成30年9月1日までに開講します。

#### (5) 講師

各講座の講師は、研修実施機関として認められた本学が東京都の定める要領に基づいて選任した本学教員及び外部講師が担当します。

また、受講者が円滑かつ主体的に知識や技能を修得できるように、講義形式のほか、演習、グループ討議等を組み合わせた形式で講座を進めます。

### 3 研修修了の評価

研修修了者の質の確保を図る観点から、15時間のすべての研修内容（別紙に掲げる内容）を受講していることを確認するとともに、研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するため、受講後にレポートを提出していただきます。

ただし、受講中の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行いません。

### 4 研修修了証の交付

#### (1) 修了証の交付

本研修修了後に研修内容を習得したと認められた場合、本学が研修修了証を交付します。また、受講中の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている場合は修了の評価を行わないので、修了証は交付できません。

虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、修了証の交付後であっても、研修の修了を取消します。

#### (2) 修了証の効力

本学が交付した修了証は、東京都以外の道府県においても効力を有します。

このため、東京都以外の道府県から修了証に関する照会があるときは、交付した修了証に記載されている情報を提供・共有されることを予めご承知ください。

#### (3) 修了証交付事務に関する情報収集

研修修了後に、修了証の交付のほか、修了証の記載事項に関する都道府県からの照会に回答するため、研修修了者に関する情報を記録・管理する事務を行うことになっています。

##### ア 研修修了者名簿の作成

本学では、受講者に関する次の情報を収集します。

- ① 保育士登録番号（受講希望者が保育士の場合に限る。）
- ② 氏名・生年月日・住所
- ③ 勤務先施設の名称・所在市町村名（保育所等に勤務している者に限る。）
- ④ 今回の研修で修了が認められた研修分野
- ⑤ 修了証番号

## イ 情報の取扱い

研修修了者が、東京都以外の道府県で勤務する場合、都道府県間で研修修了者の情報を共有して、円滑に当該情報を確認するために、本学は修了証を交付した受講者の名簿を作成して東京都に提出することになっています。

このため、上記アで定める①から⑤までの情報を他の道府県及び市町村に提供されることを同意していただきます。

なお、この情報提供に同意しない場合は、別紙修了証に関する情報提供同意書に情報提供を同意しない旨を記載していただきます。この場合は、東京都以外の道府県において、本学が交付した修了証の効力は失われます。

## (5) 修了証の再交付

本学に、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があれば、修了証を再発行することができます。

ただし、この申し出は受講者本人に限ります。

## (6) 事務局

本学が実施する東京都保育士等キャリアアップ研修に関する事務と情報管理は、本学が設置するキャリアセンターが担当します。

本件の問合せ先

東京保育専門学校 キャリアセンター

TEL 03-3311-7014 (代表)

E-mail: [careerup@tokyo-hoiku.ac.jp](mailto:careerup@tokyo-hoiku.ac.jp)

\*電話またはメールでお問い合わせください。